

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 53 年 3 月まで

A 市で国民年金の加入手続を行い、何年か後に未納の電話があり、資格取得した月からの国民年金保険料を全額納付したのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と同居していた申立人の姉夫婦と連番で昭和 53 年 7 月に払い出されていることが推認できること、及び申立人と申立人の姉夫婦の国民年金保険料については、昭和 54 年度から 56 年度までは一緒に前納していることが特殊台帳から確認できるなど、加入後の納付記録が一致していることから、姉夫婦が 53 年 7 月 26 日に過年度保険料を納付している 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間については、申立人も当該期間の過年度保険料を一緒に納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち昭和 48 年 7 月から 51 年 3 月までの期間及び 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、一緒に保険料を納付したとする申立人の姉夫婦も当該期間は未納である上、申立人は、納付時期及び納付金額等の記憶が曖昧であるなど、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を、平成17年6月については16万円、同年7月については14万2,000円、同年8月から同年11月までの期間については20万円、同年12月については24万円、18年1月については20万円、同年2月については16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月16日から18年3月23日まで

私のA社での標準報酬月額の記録が、私の給与と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成17年6月については16万円、同年7月については14万2,000円、同年8月から同年11月までの期間については20万円、同年12月については24万円、18年1月については20万円、同年2月については16万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和45年7月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を45年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和22年8月1日から23年6月1日まで
② 昭和45年2月1日から45年10月1日まで

私は、申立期間①について、B社が所有するC船の船員として勤務していたが、船員保険の加入記録が確認できず、また、申立期間②について、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間①を船員保険被保険者期間として、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和45年7月1日以降の期間については、オンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所であることが確認できる上、複数の同僚の証言により、申立人が同年7月1日からは、同事業所の事務職員として勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同時期に勤務していた同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人がA社に勤務していたことを証言している2人の同僚が記憶している事務職員の人数と、厚生年金保険被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者のうち事務職員である者の人数がほぼ一致していることから、A社は、厚生年金保険の適用事業所となった昭和45年7月1日に在籍する事務職員全員に対して厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人に係る昭和 45 年 10 月 1 日の標準報酬月額から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち昭和 45 年 2 月 1 日から同年 6 月 30 日までについては、オンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない上、当該期間に勤務していた同僚はいずれも申立人同様、厚生年金保険の加入記録が無い。

また、A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主は所在が不明である上、前述の複数の同僚も申立人の給与からの保険料控除の状況を承知しておらず、証言及び関連資料等を得ることができない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、申立人が乗船したと主張する船舶の所有者は、申立期間前後の船員保険被保険者名簿から、D社であったと推測される。

しかしながら、申立人は船員手帳等の資料を所持しておらず、D社は申立人及び申立人が乗船していた船舶に関する資料を保管していない上、同僚の証言も無いことから、申立人が申立期間において、当該船舶に乗船していたことは確認できない。

また、申立期間における当該船舶の船員保険被保険者名簿が確認できないことから、申立期間に当該船舶が船員保険に適用されていたか否かについて、確認できる証言や関連資料等を得ることができない。

さらに、D社は、申立人の申立期間に係る船員保険料が給与から控除されていた事実を確認できる資料を保管していない上、同僚の証言も得られないことから、申立人が申立期間において船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（昭和29年1月1日付けでB社に商号変更）C本店における資格喪失日に係る記録を昭和28年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間②について、申立人のA社D支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和29年10月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和28年10月を3,000円、同年11月から29年9月までを5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年12月27日から28年1月1日まで
② 昭和28年10月1日から30年1月1日まで

私は、昭和27年11月にA社E出張所に入社し、29年12月31日まで勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、同僚の証言により、A社E出張所に継続して勤務（厚生年金保険の適用事業所については、A社C本店から同社D支店に異動）していたことが認められる。

また、申立人のA社C本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、在籍していた複数の被保険者を、昭和27年12月27日に資格

喪失させ、その後、各支店の新規適用状況に応じて、被保険者資格を再取得（申立人は、A社D支店の新規適用日である昭和28年1月1日に再取得）させていることがうかがえる上、同社の資格喪失後、新規適用日までは年末の5日間であり、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、A社C本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和27年11月の記録から、4,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社C本店は既に解散しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者記録の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、A社E出張所の事務員として勤務していたと主張しているが、オンライン記録では、同所の厚生年金保険の適用事業所であるA社D支店が適用事業所ではなくなった昭和28年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社D支店が適用事業所でなくなったとされる昭和28年10月1日以降に、申立人について定時決定が行われている上、同支店の8人の同僚が適用事業所でなくなった同年10月1日以降に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが認められるため、同年10月1日において、同支店が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、前述の複数の同僚のうち、申立人が名前を挙げ、昭和29年3月1日まで厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚は、「申立人とは、昭和29年1月に会社の慰安旅行に行き、一緒に撮った写真がある。自分の退職日と厚生年金保険の喪失日は一致しており、私が退職する29年2月まで給与も出ていた。当時、会社の経営状態が悪いなどとの話は聞いていなかった。」と証言している。

さらに、申立人は昭和29年9月分までの給与は出ていたと主張している上、A社D支店及び同社同支店E出張所の閉鎖商業登記簿は不明であるものの、同社C本店の閉鎖商業登記簿謄本では、同年9月30日で破産宣告を受けたことが確認できることから、申立人の給与は同年9月分まで支給されていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和28年10月1日に資

格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、閉鎖商業登記簿謄本においてA社C本店が破産宣告を受けた日の翌日である29年10月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和28年10月を3,000円、同年11月から29年9月までを5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和29年10月1日から30年1月1日までの期間については、申立人が29年10月分から同年12月分までの給与は出なかったと証言している上、A社D支店及び同社E出張所は現存しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除の事実を確認できる人事記録等の関連資料を得ることができない上、同事業所の同僚のうち、29年3月1日に厚生年金保険の資格を喪失している同僚1名以外は、死亡、あるいは連絡先が不明であり、申立人の同期間に係る勤務の実態及び保険料控除に関する証言は得られない。

また、昭和29年10月1日から30年1月1日までの期間に係るA社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠落は無く、このほか厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年6月から13年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月から13年10月まで

申立期間の国民年金保険料については、父が自身の名義の預金通帳から現金を引き出してA社会保険事務所（当時）の窓口で納付していたのに未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料については、申立人の父親が自身名義の預金通帳から引き出してA社会保険事務所の窓口で保険料を納付したと主張しているが、過年度保険料については、申立期間に係る保険料を納付したとする平成12年7月及び13年11月の時点では、申立人が居住するB市を管轄するのはC社会保険事務所（当時）であり、A社会保険事務所では取り扱っていなかったとしていること、申立期間の一部の保険料はB市に現年度納付することになり、同社会保険事務所には納付できないことから、申立人の主張には不自然な点がみられる。

また、申立人の父親は、自身名義の預金通帳から2回に分けて申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、当該保険料の納付期間が曖昧であるとともに、申立人の父親が、A社会保険事務所で納付したとする保険料は、納付金額及び納付場所を踏まえると、申立期間直後の平成13年11月から15年3月までの保険料であると考えるのが自然である。

さらに、申立人の父親及び申立人が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 10 日から 56 年 4 月 11 日まで
② 昭和 57 年 1 月 11 日から 58 年 1 月 10 日まで

私は、昭和 55 年 4 月 10 日から 56 年 4 月 11 日まではA事業所（現在は、B事業所）に非常勤の職員として勤務し、57 年 1 月 11 日から 58 年 1 月 10 日まではC事業所に非常勤の職員として勤務していたが、これらの期間については厚生年金保険被保険者期間が確認できなかったため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA事業所に非常勤の職員として勤務していたことは、B事業所が発行した在職証明書から確認できる。

しかし、B事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる資料を保管しておらず、申立期間にA事業所に勤務していた複数の同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、申立人がA事業所において申立期間に勤務形態及び配属先が同じであったと主張する同僚は、勤務開始から1年3か月の間、厚生年金保険に未加入であることが確認でき、当該同僚は、「A事業所は、予算が決まっていたため、職員全員を厚生年金保険に加入させることはなかった。非常勤の職員の中で、厚生年金保険に加入できる枠はあらかじめ予算で決まっており、厚生年金保険に加入していた職員が退職すると、勤続年数の長い職員から順に繰り上がって加入するようになっていたと思う。」と証言している。

さらに、A事業所において申立期間に厚生年金保険の加入記録がある同僚の中で非常勤の職員として勤務していたと証言している同僚3人のうち2人は、勤務開始から4か月間及び1年3か月間は厚生年金保険に未加入であることが確認できる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の氏名の記載が無く、整理番号に欠落は無いことが確認できる。

申立期間②について、申立人がC事業所に非常勤の職員として勤務していたことは、事業主が発行した在職証明書から確認できる。

しかし、事業主は、C事業所を平成16年3月に廃止しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる資料を保管しておらず、申立期間にC事業所に勤務していた複数の同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、C事業所において申立期間に厚生年金保険の加入記録がある同僚の中で非常勤の職員として勤務していたと証言している同僚3人には、勤務開始から1か月間、6か月間及び1年間は厚生年金保険に未加入であることが確認できる上、このうち勤務開始から1年間、厚生年金保険の加入記録の無い同僚は、「非常勤の職員については、予算上、全員は厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の氏名の記載が無く、整理番号に欠落は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 1 日から 45 年 8 月 21 日まで
② 昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
④ 昭和 48 年 9 月 1 日から 49 年 5 月 1 日まで
⑤ 昭和 49 年 5 月 1 日から 50 年 1 月 20 日まで
⑥ 昭和 50 年 4 月 14 日から 51 年 4 月 22 日まで

申立期間①はA社が経営するB店に、申立期間②はC社に、申立期間③はD社に、申立期間④はE社が経営するF事業所に、申立期間⑤はG社が経営するH事業所に、申立期間⑥はI社が経営するJ事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事業主は、「当時、法人設立前であったため、B店を個人経営しており、そこで申立人は勤務期間が定かではないものの勤務していた。」と証言している。

また、同僚1人は、「申立人が申立期間に勤務していた。」と証言している上、申立人に係るA社の雇用保険の加入記録から、当該期間に申立人が勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が、厚生年金保険の適用事業所となっているのは、オンライン記録により、昭和 50 年 6 月 1 日からであることから、当該期間は適用事業所でないことが確認できる上、事業主は、厚生年金保険の適用を受けていない当該期間については、給与から保険料を控除することはないと証言して

いる。

申立期間②について、申立人がC社での同僚として挙げている同僚1人は、勤務期間は定かではないものの、申立人が同社と一緒に勤務したと証言している。

しかし、C社が、厚生年金保険の適用事業所となっているのは、オンライン記録により、昭和44年9月1日から45年9月1日までであることから、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる上、同社は46年9月30日に解散していることから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認する資料は無い。

また、C社の元事業主及び元役員は、死亡又は所在が不明である上、同僚も給与からの保険料控除について承知しておらず、証言が得られない。

申立期間③について、D社は、オンライン記録から当該期間が厚生年金保険の適用事業所であることが確認できるものの、申立人が挙げた同社での同種業務の同僚の氏名はオンライン記録に無く、同記録から当該期間に同社で勤務していることが確認できる複数の従業員に聴取したものの、申立人の勤務をうかがわせる証言が得られない。

また、D社は、当時の資料を保管しておらず、申立人が勤務し、給与から厚生年金保険料を控除していたか否かは不明と回答している。

申立期間④について、F事業所を経営するE社の元役員1人及び申立人が同社での同僚として挙げている同僚1人は、勤務期間は定かではないものの、申立人はF事業所で勤務していたと証言している。

しかし、E社が、厚生年金保険の適用事業所となっているのは、オンライン記録から、昭和60年8月1日からであることから、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる上、商業登記簿から同社と合併したことが確認できるK社は、当時の資料を保管しておらず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認する資料は無い。

また、申立期間当時のE社の元役員のうち事情聴取ができた1人及び同僚1人からは、申立人の給与からの保険料控除の状況についての証言が得られない。

申立期間⑤について、H事業所を経営するG社は、オンライン記録から当該期間が厚生年金保険の適用事業所であることを確認できるものの、同記録により当該期間にG社で勤務していることが確認できる複数の従業員からは、申立人が当該期間においてH事業所で勤務していたとの証言は得られない。

また、G社は昭和59年7月*日に破産しており、H事業所の経営を引き継いだL社は、当時の資料を保管しておらず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認する資料は無い。

さらに、当時のG社の元事業主は死亡しており、複数の同僚も申立人の給与からの保険料控除の状況を承知しておらず、証言が得られない。

申立期間⑥について、当該期間に J 事業所（I 社が経営（適用事業所は L 社））に勤務していることが確認できる 1 人を含め、オンライン記録から確認できる同僚 5 人は、勤務期間は定かではないものの、申立人が同社で勤務していたと証言している。

しかしながら、J 事業所において申立人と同様に勤務していた同僚のうち 1 人は、「見習期間は、厚生年金保険に加入しない取扱いであり、私は入社から 2 か月後に加入した。」と証言している上、別の 1 人は、入社から 1 年 2 か月後に厚生年金保険に適用されていることが確認できることから、当該事業所は、入社と同時に従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人及び同僚が J 事業所での同僚として名前を挙げている同僚 2 人については、その氏名をオンライン記録からは確認できない。

さらに、I 社は平成元年 11 月 30 日に解散しており、適用事業所である L 社は 9 年 6 月 * 日に破産しているため、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認する関連資料等はない。

このほか、申立人の申立期間①から⑥までにおける厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
私は、昭和 53 年 1 月 1 日から 55 年 12 月 31 日まで A 社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかった。申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人は、期間の特定はできないものの、申立期間の一部について A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、給与台帳等の関連資料は無く、元事業主も「申立人の勤務期間及び申立人に係る厚生年金保険料の控除は不明である。」と回答している。

また、申立期間以降に勤務し、連絡が取れた同僚 5 人は、いずれも A 社において試用期間が設けられていたとしており、うち 4 人は、実際に勤務し始めた時期より 2、3 か月から 6 か月程度経過してから厚生年金保険に加入している旨を回答していることから、同社では、入社後数箇月してから従業員の厚生年金保険の加入手続を行っていた事情がうかがえる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。